業務契約書（案）

件　　名　令和８年度福島県精神保健福祉センターレンタカー賃貸借業務契約
車種及び予定数量　自家用車　１，５００ｃｃ　１台
契　約　期　間　令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで
契　約　単　価　金　○，○○○，○○○円　也
　　（うち消費税及び地方消費税の額　金　○○○，○○○円　也）
　　毎月の支払額　○○○，○○○円
契 約 保 証 金　○○○、○○○円

上記のことについて賃借人「福島県」を甲とし、賃貸人「○○○○　○○○○○○」を乙として次の条項に定めるところにより、契約を締結するものとする。

（総則）
第１条　甲及び乙は、この契約書に基づき、別添「令和８年度福島県精神保健福祉センターレンタカー賃貸借業務契約仕様書」に従い、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。
２　乙は、乙の所有する車両又は乙の手配により借り上げる車両（以下、借上車両という。）を甲に貸与し、甲は、その賃借料を支払うものとする。
３　乙（代理人、使用人等を含む。）は、この契約書記載の業務に関して知り得た秘密その他この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約の契約期間終了後及びこの契約の解除後も同様とする。
４　この契約書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。
５　乙が、法人又は組合の代表者名義をもって契約している場合において、その代表者に変更があったときは、速やかにその名義変更に係る登記簿謄本その他のこれを証する書面を添えて、その旨を甲に届け出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）
第２条　甲は、借上車両を福島県職員以外の者に使用させてはならない。
２　乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（燃料、保険料等）
第３条　借上車両に係る燃料費、保険料等の負担は、次のとおりとする。
（１）　契約期間中の燃料費は、甲が負担する。
（２）　保険料、公課費用、消耗品等は乙が負担する。

（車両の受け取り、返還等）
第４条　車両の受け取り、返還等の手続は、次のとおりとする。
（１）　車両受け取り場所は、甲が指定する事務所とする。
（２）　甲は、借上車両を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
（３）　返還場所は、原則として車両受け渡し場所とする。

（４）　車両の交換

ア　甲は、借上期間中の車両の交換の必要性が生じたときは、乙に車両の交換を請求することができる。

イ　乙は、前記の場合は、借上車両と同車種の車両と交換するものとする。この場合は、交換前の車両と引き続き借上がなされたものとする。

（５）　借上期間の延長

借上期間中、甲が必要と認める場合は、延長することができる。

２　乙は、適切に整備された車両を貸し出すものとし、甲は、当該車両を検査の上受け取るものとする。

（自動車保険）

第５条　乙が甲に貸し出す車両は、自動車損害賠償責任保険のほか、仕様書記載の保険補償を最低限具備した車両とする。

（１）　対人補償　無制限（自賠責含む）

（２）　対物補償　無制限（免責額０万円）

（３）　車両補償　時価額（免責額０万円）

（４）搭乗者補償　１名につき３，０００万円

（契約の変更）

第６条　契約の期間中、各種保険料の変更、その他やむを得ない事情により契約単価が不適当と認められるに至ったときは、甲、乙協議のうえ契約額を変更することができる。

（交通事故の解決）

第７条　甲の使用中に交通事故が発生した場合は、甲、乙協力して、当該事故の解決にあたるものとする。

（賃借料の支払い）

第８条　乙は、１ヶ月分の賃借料を取りまとめて甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による請求があったときは、乙の適法な支払請求書を受理した日から３０日（以下「支払約定期間」という。）以内に賃借料を支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第９条 引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合は、甲は乙に対し、相当の期間を定めて無償でその契約不適合に関する補正を請求し、又は補正とともに損害賠償を請求することができる。ただし、その契約不適合が重要でなく、かつ、その補正に過分の費用を要するときは、甲は補正を請求することができない。

２　甲が前項の規定による契約不適合を理由とした補正又は損害賠償の請求を行うことができる期間は、成果品の引渡しを受けた日から起算して２年間とする。

（支払遅延利息）

第１０条　乙は、甲がその責に帰すべき理由により、賃借料を支払約定期間内に支払わない場合は、甲に対して支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ支払遅延金額に対し年２．５パーセントの割合で計算した額を支払遅延利息として請求することができる。ただし、天災その他やむを得ない理由により支払の時期までに支払をしない場合は、当該理由の継続期間は支払約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しない。

２　前項の規定により計算した額が１００円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しない。また、その額に１００円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てる。

（甲の解除権）

第１１条　甲は、次の各号の一に該当する場合、将来に向けて契約を解除することができる。

（１）　乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めたとき。

（２）　乙が破産の申立をしたとき。

（３）　乙が契約の解除を申し出たとき。

（４）　乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

（５）　乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

カ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成２３年福島県公安委員会規則第５号）第４条各号に該当する者）に業務委託債権を譲渡したとき。

キ　下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、該当者と契約を締結したと認められるとき。

ク　乙がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購

入契約その他の相手方としていた場合（キに該当する場合除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（６）その他この契約に違反した場合。

（契約が解除された場合等の違約金）

第１２条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額の額の１０分の１を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

（１）前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

（２）乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

２ 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１） 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

（２）乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

（３）乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

３ 第１項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により契約が履行できなくなった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第１項の違約金に契約が履行できなくなった日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、支払済金額に年２．５％の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

４　第１２条第１項の規定は、賃借料の支払があった後においても適用するものとする。

（談合による損害賠償）

第１３条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第１１条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の１０分の２に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第１号又は第２号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りではない。

（１）公正取引委員会が、乙の違反行為があったとして、独占禁止法第４９条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第６２条第１項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（３）乙（乙が法人の場合であっては、その役員又は使用人）に対し、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は同法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償額の額を超える場合において、甲

は、　その超過分に対して賠償することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（乙の解除権）
第１４条　乙は、甲が契約に違反し、その違反によって業務を履行することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
２　甲は、乙が前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害を及ぼしたときは、当該解除の時点で残存する賃借料相当額の範囲で損害を賠償しなければならない。この賠償額は、甲乙協議の上定める。

（契約保証金）
第１５条　甲は、福島県財務規則（昭和３９年福島県規則第１７号。以下「財務規則」という。）財務規則第２２９条第１項第１号、第２号及び第４号の規定に該当すると認めたときは、乙が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。

（違約金等の相殺）
第１６条　この契約に基づく違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲は賃借料と相殺し、なお不足を生じるときは更に徴収することができる。
２　甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（個人情報の保護）
第１７条　乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び別記　個人情報取扱特記事項を守らねばならない。

（疑義についての協議）
第１８条　この契約に定めのない事項及び契約の各条項又は仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、必要に応じ甲、乙協議してこれを定めるものとする。

（紛争の解決方法）
第１９条　前条の規定による疑義が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を所管する裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として、本２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　年　月　日

甲　　住　所　　福島市御山町８番３０号
福島県精神保健福祉センター

氏　名　　所長　　印

乙　　住　所

氏　名　　印

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

２　乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第３　乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第４　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第５　乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第６　乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第７　乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

２　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第８　乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

２　乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

３　乙は、第１項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

（事故発生時における報告等）

第９　乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

２　乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

（調査監督等）

第10　甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

２　乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

（指示）

第11　甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

（再委託の禁止）

第12　乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

２　乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

（労働者派遣契約）

第13　乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならなない。

（損害賠償）

第14　乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

２　前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第15　業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。